



霞ヶ浦用水

No.72

平成31年3月発行
霞ヶ浦農業用水推進協議会
霞ヶ浦用水土地改良区
茨城県下妻市北大宝219番地8
TEL: 0296(43)0885
FAX: 0296(44)6680
URL: <http://www.kasumi-lid.or.jp>

題字 会長 菊池 博



はこじま
母子島遊水地から年に2回(2月14日前後、10月28日前後)
筑波山山頂から太陽が昇る瞬間、まるでダイヤモンドが光り輝く
ような光彩が映える「ダイヤモンド筑波」が見えます。
(筑西市飯田地内)



はこじま 母子島遊水地から望むダイヤモンド筑波 (筑西市)

筑波嶺を越えて
大地を潤す

も
く
じ

- 霞ヶ浦農業用水推進協議会 2
- 協議会長・理事長就任あいさつ
● 第56回通常総会開催
- 水土里連絡会の営農活動 3
- 農地中間管理機構について
- 土地改良区だより
- 平成29年度一般会計収入支出決算
● 第40回通常総代会開催
- 主な管理事業について 4
- 霞ヶ浦用水土地改良区からのお願い
- 利根調だより 5
- (関東農政局 利根川水系
土地改良調査管理事務所)
- 水資源機構管理所だより
(独立行政法人
水資源機構 霞ヶ浦用水管理所)
- 県からのお知らせ 6
- (茨城県県西農林事務所
土地改良部門 霞ヶ浦用水推進課)
- 優良農家をたずねて
(茨城県県南農林事務所
つくば地域農業改良普及センター)
- お知らせ
- 緊急連絡先

協議会会長・改良区理事長

就任あいさつ



下妻市長
霞ヶ浦農業用水推進協議会会長
霞ヶ浦用水土地改良区理事長

菊池 博

早春の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。昨年8月28日の霞ヶ浦農業用水推進協議会臨時総会、10月29日の改良区理事会において、役員の皆様のご推挙を戴き、会長並びに理事長に就任いたしました。もとより経験も浅く微力ではありますが、誠心誠意職責を全うする所存でございますので、ご指導・ご鞭撻の程、お願い申し上げます。

霞ヶ浦用水事業は、県西南部の農業用水、水道用水及び工業用水を安定的に供給する体制を確立し、豊かな地域づくりを推進するとともに、生活及び産業基盤の充実を図ることを目的としており、この事業を推進するため昭和38年に当協議会を設立し、以来、関係者の皆様のご努力により順調な事業の進展が図られて来たところでございます。

基幹的な施設につきましては、平成5年度に独立行政法人水資源機構管事業が、

平成20年度には国営農業水利事業が完了し、国営附帯かんがい排水事業についても早期完成を目指し推進をしております。

これらの事業の進展に伴い、農業用水につきましては平成30年度時点で13市町の7,700haの農地に水を送っております。また、都市用水につきましては水道用水が13市町の50万人に、工業用水が14市町の関係企業に安定した用水供給をしております、その効果が遺憾なく発揮されております。

当協議会に残されました課題は、既に完成しました施設の長寿命化対策や農業用水の供給体制の確立であります。

一方、農業情勢でございますが、国におきましては攻めの農林水産業を展開し成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく農林水産業全般にわたる改革を推進しているところであります。私ども

に直接関係します農業農村整備事業でございますが、平成31年度農林水産省予算概算決定によりますと、平成30年度補正追加を併せて、6,451億円(対前年比148.4%)と、大幅削減前の額を超えるまで回復をしております。このように、予算は着実に回復はしておりますが、事業の着実な進捗を図るためにも、引き続き予算獲得に向けた取り組みをして参りたいと考えております。県におきましては、「第8次土地改良5カ年計画(2016～2020)」に基づき、TPP協定によるグローバル化への対応など、強く元気な農業農村を推進しています。これらの新たな動きを的確に捉え、速やかに対応して参りたいと考えております。

土地改良区におきましては、土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備など、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、組合員資格の拡大、総代会制度の見直し等、所要の規定の整備を行うこととしております。また、国営事業で造成したポンプ設備の更新時期を迎えていることや、水路の漏水箇所増加に対応するため、「国営施設機能保全事業」を導入し、調査及び長寿命化に向けた事業計画を建て、事業化に繋げて参りたいと考えております。今後とも、関係機関のご指導と会員皆様のご協力をお願い申し上げます。心からお願い申し上げます。

第56回通常総会開催

2月19日、霞ヶ浦農業用水管理センターにおいて、霞ヶ浦農業用水推進協議会第56回通常総会が、国、県、水資源機構等の関係機関より多数のご来賓のご臨席のもと開催されました。

平成31年度事業計画案など議案4件が原案どおり可決され、平成31年度一般会計予算は820万6千円となります。

また、坂東市長の木村敏文様が副会長並びに、同日開催の土地改良区理事会において、副理事長に選出されました。



水土里連絡会の営農活動

平成30年度畑地かんがい実証圃
〔八千代町畑総中結城地区〕

露地ネギのかん水効果

- ① 品種 関羽一本太
- ② 播種 11月20日
- ③ 定植 3月15日
- ④ かん水方法 畝間かん水（流し込み）
〔7月に2回〕
- ⑤ 収量調査 7月26日（10aあたりに換算）

・かん水区 3・48t/10a
・無かん水区 2・80t/10a
重量比で、かん水区が無かん水区より24%上回った

降水量が非常に少なかった7月に、かん水したことで増収したと思われる



かん水区

左側(27%) 右側(73%)



無かん水区

Mのみ

～ 農地中間管理機構について ～

農家のみなさんへ
貸したい農地
ありませんか？



規模縮小
経営転換
農地相続
でお困りの方

農地集積
バンク
茨城県農地
中間管理機構



規模拡大
新規参入
をお考えの方

農地を借りたい

最寄りの市町村（農政担当）または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■ホームページ

茨城県農地中間管理機構 ☎029-239-7131

<http://ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

（公益社団法人茨城県農林振興公社）茨城県水戸市上国井町3118-1

茨城県農林振興公社

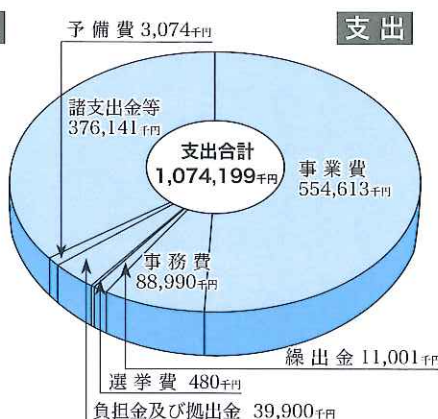
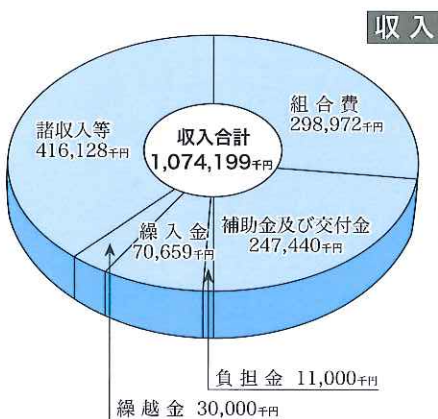
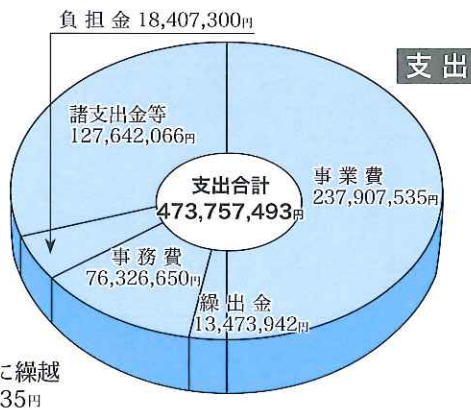
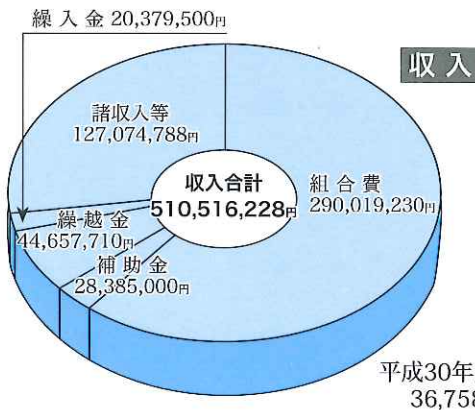
検索



土地改良区だより

平成29年度土地改良区 一般会計収入支出決算報告

平成30年9月26日開催の臨時総代会にて、平成29年度土地改良区一般会計収入支出決算が承認されました。
同日、役員補欠選挙が執行され、下妻市長の菊池博様が理事に当選されました。



平成31年度土地改良区予算

平成31年3月5日、霞ヶ浦農業用水管理センターにおいて第40回通常総代会が開催されました。
議長に土浦市の佐藤真也総代を選出し、平成31年度土地改良区一般会計収入支出予算等、報告1件、議案18件が審議され原案どおり可決されました。
同日、役員補欠選挙が執行され、八千代町長の谷中聰様が理事に当選されました。また、霞ヶ浦用水土地改良区表彰規程により、理事の上野征一様、監事の犬塚英明様、職員の前田久男係長が表彰されました。

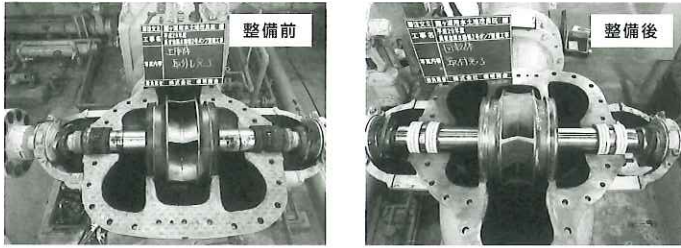
第40回通常総代会開催

主な管理事業について

霞ヶ浦用水地区 基幹水利施設管理事業

平成29年度における基幹水利施設管理事業では、長者池揚水機場2号ポンプにおける開放点検整備を現地にて実施しました。

前回の整備から10年経過したため、回転体の測定やパッキンスリーブ、ベアリングの交換を行い、これからも安定的に送水できるように整備を実施しました。



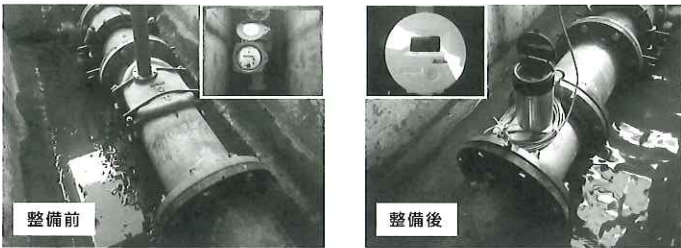
工事名:平成29年度長者池揚水機場2号ポンプ整備工事
場所:桜川市真壁町下谷貝
2号ポンプ仕様:φ700mm×450kw×950rpm Q=54.66m³/min H=36.6m
整備補修費:2,322千円

整備内容
現地にてケーシング開放点検整備
主な交換部品: SUS製パッキンスリーブ(予備品使用)、軸受ベアリング、グランドパッキン等
その他、ライナーリングギャップ測定、インペラ点検清掃、ケーシングケレン等の実施。

霞ヶ浦用水地区 県単土地改良事業

平成29年度における県単土地改良事業では、筑西市内の団体営観音川支線1号における分水工1箇所

の整備補修を実施しました。分水工は設置後18年が経過しており、経年劣化による流量の不安定が懸念されるため可変定流量弁の分解整備と流量計の更新を実施しました。



工事名:平成29年観音川支線1-1号分水工補修工事
場所:筑西市押尾
分水工設備:可変定流量弁φ250mm×1台 羽根車流量計φ250mm×1台
整備補修費:1,800千円

整備内容
可変定流量弁分解整備、羽根車流量計を電磁式流量計に更新
主な交換部品:可変定流量弁 コイルバネゲージ、ダイヤフラム、主軸パッキン、圧力伝達配管等
その他、上蓋清掃及び補修塗装、ボルトナット交換、パッキン類の交換実施。

霞ヶ浦用水土地改良区からのごお願い

賦課金の期限内納付
にご協力を!

当改良区の運営については、受益者からの維持管理費賦課金でまかなわれておりますので、期限内に納付していただきま

すようご協力をお願いいたします。
なお、休耕田にも維持管理費賦課金はかかりません。
※賦課金領収書は確定申告する際に、納税控除証明書となります。

組合員資格得喪通知書
の提出について

地区内の農地において左記のような変更があった時には、台帳を適正に整備するため通知書を当該土地改良区あてに提出をお願いいたします。

なお、不明な点は、関係市町担当課、農業委員会または当該土地改良区までお問い合わせください。
※届出のない場合は、資格の変更はされませんが、現資格者に賦課される

農地を転用するときの
手続きについて

農地を農地以外のものに転用する場合には、農地法第四条・第五条により、関係市町に対し手続きが必要となります。
その際、申請地が当該土地改良区の受益地に含まれている場合には転用書類を作成し当該土地改良区へ協議していただくことになっております。

なお、転用に伴い決済金の納付(土地改良法42条2項)も義務付けられております。残存農地が将来的に経費の加重負担とならないためにもよろしくお願

平成31年度の維持管理費賦課金

単価 10アール当たり
水田 **3,900円** /年
畑 **3,100円** /年
納期 第1期 5月31日 まで
第2期 10月31日 まで

組合員の資格等の変更があった時

- ・住所の変更する場合
- ・組合員を変更する場合
(相続や農業者年金の受給又は経営移譲)
- ・農地を売買、交換した場合
- ・農地の賃貸借契約又は解除した場合

農地を農地以外に転用する時

- ・宅地、店舗等へ転用する場合
- ・公共事業(道路・公園等)で転用する場合

↓
「農地転用等の通知書」・「地区除外申請書」
の提出と決済が必要となります。

※平成31年度決済金
単価 水田 **98円** /m²
畑 **79円** /m²

利根調だより

〜土地改良法の改正について〜

「土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）」が、平成30年6月8日（金）に公布されました。今回の改正は、土地改良区の組合員資格や体制等に係る内容となっており、この趣旨と概要についてご紹介いたします。

土地改良区は、農業生産の基盤となる土地改良施設を適切に維持管理し、将来にわたって良好な営農環境を維持する役割を果たしています。

今後、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等の確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。

また、組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要。

脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化や改善を図る必要があります。

このため、土地改良法を改正し、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずることとしました。

改正土地改良法は、平成31年4月1日から施行されます。

また、理事及び監事の選任に関する措置については4年間の移行期間が、貸借対照表の作成については3年間の移行期間が、それぞれ設けられています。関係者の皆様におかれましては、改正土地改良法の施行に伴う定款の変更や諸規定の整備につきまして、今回の法改正の趣旨をご理解いただき、計画的に準備を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

土地改良法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、土地改良施設の維持管理や更新等が適切に行えなくなるおそれ。耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していくことが必要。
- 組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要。

法律案の概要

1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

- 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）（第3条第2項）
- 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手続簡素化（第43条第3項）
- 貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員（※1）の資格を付与（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条第2項）

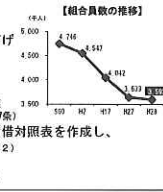


- ※1 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることが可能。また、組合員との間で買収金・失収の一部を分担して負担することが可能。
- 理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員（第18条第5項）
- 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化（第30条第1項第2号及び第57条の3の2）
- 地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員（※2）の資格を付与（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条の2）

※2 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることが可能。また、土地改良施設の管理への協力を受けることが可能。

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- 総代会制度の見直し（第23条）
 - ・ 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ
 - ・ 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
 - ・ 総代の書面・代理人による議決権行使を導入
- 土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大（第77条）
- 決算関係書類として、収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備（第29条の2）
- 監事のうち1人以上は原則として員外監事（第18条第6項）



（問い合わせ先）
 関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所
 企画課 ☎04(7131)6951

水資源機構管理所だより

「平成30年度 霞ヶ浦用水施設機能診断調査について」

水資源機構では、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを経営理念とし、毎年実施箇所を変えながら、施設の機能診断調査を行っています。

平成30年度については、小貝川水管橋下流より関城下分水先までの約4.3Km（右管のパイプライン（直径2000×1800mm）の水を抜いて、内部からの劣化診断調査を行いました。

本区間は、鋼管及びダクタイル鉄管の材質の管種となっており、地形上、勾配のある区間も存在し、地上には主要国道や鉄道が横断、他機関管理の用水路や河川も横断する等多様な地域特性となっております。調査は、管のたわみや継ぎ手間隔、塗装の厚さや鉄板の厚さなどを計測し、劣化の進行具合の確認を行いました。調査の結果、特に劣化の著しい箇所は確認されませんでした。数年後には塗装の塗り替え等の補修を行う可

能性も推測されます。

また、今年度もパイプラインの内部を関係機関の皆さんに見学をしていただきました。例年参加いただいている茨城県農地局・企業局の他に、茨城大学、農研機構そして、関係市役所等の方々にも参加いただきました。12月20日・21日の2日間の午前・午後で計4回開催し、延べ29名にパイプライン内を約900m歩いていただき、管内の劣化状況を確認してもらいました。

毎年実施しているパイプラインの機能診断調査ではありますが、未実施箇所も存在するため、次年度以降も引き続き調査を継続し、劣化状況を把握するとともに、調査結果を踏まえ、将来の補修時期等を見定めていく必要があります。

今後も、適切な配水管理を実施していくとともに、将来の補修計画を見据えた施設管理も併せて実施してまいります。



調査概要説明



いざ、パイプの中へ



塗膜厚調査方法の説明



管たわみ調査方法の説明



ダクタイル鉄管内部の様子



鋼管

（問い合わせ先）
 独立行政法人 水資源機構 霞ヶ浦用水管理所
 ☎029(898)2212（代表）

県民のみなさんへ

「霞ヶ浦用水を活用した畑地整備について」

県では、畑作農業の振興を図るため、用排水施設や農道の整備及び区画整理等の基盤整備を行うとともに、集落内の環境整備など、畑地帯の総合的な整備を行う「畑地帯総合整備事業」を実施しています。

霞ヶ浦用水地域では、これまで26地区において畑地帯総合整備事業を実施しており、霞ヶ浦用水の活用など計画的な営農が可能となっています。

今回は、平成29年度に事業開始された山田（やまた）地区と平成30年度に事業開始された武井（たけい）地区についてご紹介します。

両地区とも、区画整理、農道及び用排水を活用した営農を行うことができ、これにより、天候に左右されにくい計画的な生産が可能となるほか、品質・収量の向上等が期待されます。

【地区の概要】

- 地区名 : 山田（やまた）地区
- 関係市町村 : 古河市
- 事業工期 : 平成29年度～平成34年度
- 受益面積 : 48.3ha
- 総事業費 : 989百万円
- 主要工事 : 区画整理 A=45.5ha
農道 L=1.04km
農業用用水 A=45.5ha

【地区の概要】

- 地区名 : 武井（たけい）地区 ※
- 関係市町村 : 結城市
- 事業工期 : 平成30年度～平成35年度
- 受益面積 : 49ha
- 総事業費 : 1,064百万円
- 主要工事 : 区画整理 A=42.8ha
農道 L=0.973km
農業用用水 A=42.8ha

※分割採択地区

○位置図



(問い合わせ先)
茨城県南農林事務所 土地改良部門 霞ヶ浦用水推進課
☎0296(24)9246

整備前

用排水路が未整備のため自然災害を受けやすい



整備後

霞ヶ浦用水を活用した計画的な営農



優良農家をたずねて

「時代の流れをつかんだ農業経営」

つくば市長高野 野村 守・由起子・和利さん

都市化した町並みと農業が一体化している、つくば市の大穂地区で農業を営んでいる野村さんは、農地は平坦でも、かつては、用水もなく天水やポンプを抱えての農作業を行っていたそうです。現在は、畑地の基盤整備と灌水施設の整備により水の悩みから解放され農業がやりやすくなりました。

守さんの父親の代は、山芋、ゴボウ、ミョウガ等を中心とした露地野菜栽培をしていましたが、守さんの代には、畑180aで促成栽培のワラビ、木の芽、山ウド等を栽培し市場を通して高級料亭で使われる農産物を生産していました。

農産物直売所が主流となった頃には、春から夏にかけて、大根、人参、トウモロコシ、スイカ、いんげん、オクラ、秋から冬にかけては、ブロッコリー、ゴボウ、山芋、ホウレンソウ等、少量多品目の周年栽培を行うことで毎月安定した収入が得られ

るようになりました。

平成4年に農産物直売所の会員となり、「エコファーマー」の認定を受け、減農薬、減化学肥料栽培に取り組み、安全・安心と品質向上を心掛け、消費者に喜ばれる農産物づくりに努めてきました。近年では、地域中の農業後継者が少なくなってきたため、稲作作業を受けるようになり、水田が80aから5haに増えています。

平成29年の9月には息子の和利さんが就農し、周年でねぎを2ha栽培しています。労働力は本人と雇用者2名で両親とは別の経営を行い頑張っていますが、お互いの農繁期は労力を補完し協力しながら農業を行っています。地域の担い手としても野村さんの今後の活躍が期待されます。



作業場でのねぎの調整

収穫を待つ冬ねぎ



(問い合わせ先)
茨城県南農林事務所
つくば地域農業改良普及センター
☎029(836)1109

お知らせ 職員人事 (平成31年3月31日定年退職) 増山 正宏(総務課長) 鈴木 恵美子(総務課主査)

緊急連絡先

霞ヶ浦用水は、施設保安のため、パトロールを実施しますが、漏水等による緊急事態が発生した場合は、下記まで連絡をお願いいたします。

◆4月21日～8月31日 (かんがい期) 祝日、祭日も連絡してください。

◆9月1日～4月20日 (非かんがい期) 夜間、土日、祝日、祭日は霞ヶ浦揚水機場にお願いします。

霞ヶ浦用水土地改良区 ☎0296-43-0885 (昼間) / 霞ヶ浦揚水機場 ☎029-898-2212 (昼・夜間)